4　本会は、司法修習生等を新人弁護士等準備支援対象として指定するときは、弁護士登録をすることを条件として付さなければならない。

5　第一項に規定する申出及び第二項の申請は、いずれも書面により行わなければならない。

（貸付けの手続）

第五十一条　新人弁護士等準備支援の対象として指定された新人弁護士等は、指定の日から六か月を経過する日までに、指定の申請をした弁護士会又は弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出して、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを申請することができる。

2　本会は、前項に規定する申請があったときは、当該貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件に、第四十九条第三項に規定する範囲内で相当と認める額の新人弁護士等準備支援補助金を貸し付ける。

3　前項に規定する貸付けに当たっては、貸付けの日から七年以内の日を返済期限として定めなければならない。

4　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受ける新人弁護士等は、本会との間で、次に掲げる事項その他必要な事項を約定した契約を締結しなければならない。

一　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となること。

二　公益的活動を積極的に受任すること。

三　一年以上の期間（特段の事情がある場合にあっては、その事情に応じて必要な期間）を目途として、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積むなどの準備を行うこと。

（新人弁護士等準備支援補助金の返済）

第五十二条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、返済計画を立て、当該貸付金を返済しなければならない。

2　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本会の請求により期限の利益を失い、新人弁護士等準備支援補助金の貸付金残金を直ちに返済しなければならない。

一　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士とならなかったとき。

二　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務経験を積むなどの準備をすることを著しく怠ったとき。

三　新人弁護士等準備・養成等援助事業の趣旨に著しく反する活動を行ったとき。

四　懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

（新人弁護士等準備支援補助金の返済の免除等）

第五十三条　本会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等（新人弁護士等であった者を含む。以下この節において同じ。）が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該新人弁護士等の申請により、経理委員会の承認を得て、その返済を免除する。ただし、経理委員会が理事会の承認を求めることを相当と認めるときは、理事会の承認を得なければならない。

一　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動の実務についておおむね経験したと認められること。

二　貸付けの日から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったこと。

三　新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に照らして、新人弁護士等準備支援補助金の貸付金の返済を免除することが相当でないと認めるべき特段の事情がないこと。

2　本会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等が前項の規定による免除を受けることができない場合又は前条第二項の規定により返済しなければならない場合であっても、そのことがやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、当該新人弁護士等の業務及び会計の状況（弁護士法人を設立した場合は、当該弁護士法人の状況を含む。）に鑑み、返済を猶予し、又は免除すべき特段の事情があると認めるときは、当該新人弁護士等の申請により、理事会の承認を得て、その返済を猶予し、又はその全部若しくは一部の返済を免除することができる。

3　前二項の申請をしようとする新人弁護士等は、第一項の申請にあっては同項各号に掲げる要件のいずれにも該当することを、前項の申請にあっては同項のやむを得ない事情及び特段の事情があることを、それぞれ証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（新人弁護士等準備支援補助金の貸付けに伴う報告義務）

第五十四条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けた新人弁護士等は、その全額について返済し、又は免除を受けるまでの間、毎年一回、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるための準備の状況その他本会が求める事項を本会及び貸付けの申請を経た弁護士会又は弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めた場合も、同様とする。

第三節　新人弁護士等養成事務所及び新人弁護士等に対する援助等

第一款　新人弁護士等養成事務所等の登録

（新人弁護士等養成事務所の登録）

第五十五条　本会は、年度ごとに、随時、新人弁護士等を採用（雇用のほか賃金の支給又は所得の保障をしないで事務所を共にさせることを含む。以下同じ。）して新人弁護士等養成弁護士となることを希望する弁護士又は弁護士法人の募集を行う。

2　前項の募集に対する応募は、法律事務所ごとに行う。

3　第一項の募集に応募しようとする弁護士又は弁護士法人は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書面を提出しなければならない。

一　登録を希望する年度（応募申込書を提出した日の属する年度又はその翌年度に限る。）

二　養成を希望する新人弁護士等の司法修習期

三　養成を希望する新人弁護士等が公設事務所弁護士となろうとする者であるか偏在対応弁護士となろうとする者であるかそのいずれもであるかの別

四　第七項第一号及び第二号に規定する指導担当弁護士の氏名

五　新人弁護士等に支給する予定の賃金の額又は保障する予定の所得の額

六　採用する新人弁護士等又は司法修習生が決まっている場合にあっては、その氏名及び所属弁護士会（司法修習生にあっては、司法修習期）

4　前項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に記載された指導担当弁護士の公益的活動の受任状況を確認し、公益的活動の受任状況が明らかに不十分な場合は、応募した弁護士又は弁護士法人に対し、指導担当弁護士の変更その他の適当な措置を求める。

5　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に不備がある場合には、応募した弁護士又は弁護士法人に対し、補正を求める。

6　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する場合に該当するか否かにかかわらず、本会に応募申込書を送付する。この場合において、弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する求めの有無、これに対する対応の有無その他必要と認める事項を本会に報告しなければならない。

7　本会は、前項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動並びに多重債務者の債務整理事件及び市民を依頼者とする一般民事事件を新人弁護士等と共同して受任するなどして新人弁護士等を養成する指導担当弁護士がいること。

二　法律事務所の経営に関する指導を行う指導担当弁護士がいること。

三　採用する新人弁護士等があらかじめ決まっている等の特段の事情がある場合を除き、本会が次条の規定により情報提供をすることを承諾し、新人弁護士等の募集を行うことを約していること。